平成２７年（フ）第７０号
東京都八王子市戸吹町11番地４ラ・ファミ・ド八王子
債務者　永江　進一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６６号
東京都稲城市向陽台６丁目９番地　２－406
債務者　細田　美加
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９４号
千葉県八千代市大和田217番地６
破産者　渡邉　俊二
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
千葉市若葉区高品町151番地２
破産者　株式会社かのん
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
千葉市中央区本千葉町10番23号　ＤＩＫマンション313号
破産者　三枝由紀子
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４６号
千葉県船橋市大穴北４丁目30番16号
破産者　田村　知子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１号
千葉県船橋市金杉４丁目10番７号　グリーンガーデン205号
破産者　桑原　律子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
長野市松代温泉180番地
破産者　有限会社ア・アリアンサ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
大阪市天王寺区上本町６丁目８番９号上七ビル206号
破産者　プライムシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０８号
大阪府泉南郡岬町淡輪2717、前本店所在地兵庫県伊丹市森本８丁目26番地２
破産者　ユニバーサルトレーディング株式会社
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
埼玉県戸田市大字新曽1665番地、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区池袋２丁目52番２号クレーク池袋401
破産者　有限会社トライテック
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
埼玉県熊谷市肥塚592番地１
破産者　山本塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２号
千葉県香取郡東庄町石出1371番地
破産者　保立　英夫
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第３号
千葉県香取郡東庄町石出1371番地
破産者　保立　啓子
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第６号
茨城県北茨城市大津町北町3109番地４、開始決定時の住所千葉県香取郡神崎町四季の丘25番地16
破産者　細金　裕司
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２６５号
兵庫県明石市大明石町１丁目９番22号
破産者　有限会社ミヤザキ
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1372番地
破産者　株式会社仁多産業
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７２号
熊本市中央区新町２丁目４番22号
破産者　渡邉　知子
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
東京都多摩市乞田895番地
破産者　有限会社カナルジャパン
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７３号
新潟県村上市上片町２番20号
破産者　株式会社一貫屋ストアー
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部